

平成 30 年度悪臭防止法施行状況調査の結果について

令和 2 年 2 月 6 日（木）

都道府県等からの報告に基づき、平成 30 年度における悪臭に係る苦情の件数のほか、悪臭防止法に基づく地域指定の状況、臭気判定士の免状の取得状況及び措置の状況等について取りまとめましたのでお知らせします。

1. 目的

環境省では、悪臭防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、市及び特別区を通じ、悪臭防止法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。

2. 調査結果の概要

(1) 悪臭に係る苦情の件数

悪臭に係る苦情の件数は、平成 30 年度は 12,573 件（前年度 12,025 件）で、前年度に比べ 548 件増加しました。

苦情の内訳を見ると、野外焼却が最も多く 3,223 件（全体の 25.6%）、サービス業・その他が 2,153 件（同 17.1%）、個人住宅・アパート・寮が 1,424 件（同 11.3%）等でした。

(2) 悪臭防止法に基づく地域指定の状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、平成 30 年度末時点で、全国の市区町村数の 73.9%に当たる 1,286 市区町村（前年度 1,285 市区町村）でした。

(3) 臭気判定士の免状の取得状況

平成 8 年に創設された臭気判定士の平成 30 年度末時点での臭気判定士免状取得者数は 3,316 名（前年度 3,270 名）でした。

(4) 悪臭防止法に基づく措置の状況

平成 30 年度の悪臭防止法の規制地域内の工場・事業場に係る苦情の件数は 4,858 件（前年度 4,496 件）でした。当該年度に行われた悪臭防止法に基づく立入検査は 1,604 件（前年度 1,618 件）、報告の徴収は 369 件（前年度 467 件）、悪臭の測定は 55 件（前年度 72 件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは 25 件（前年度 34 件）でした。また、行政指導が 1,280 件（前年度 1,275 件）、同法に基づく改善勧告が 1 件（前年度 4 件）、改善命令が 1 件（前年度 1 件）でした。

3. その他

平成 30 年度悪臭防止法施行状況調査の詳細については別紙のとおりです。

また、調査により得られた自治体毎のデータは、後日「平成 30 年度悪臭防止法施行状況調査報告書」としてホームページで公表する予定です。

<https://www.env.go.jp/air/akushu/index.html>

環境省水・大気環境局			
大気環境課大気生活環境室			
直通	03-5521-8299		
代表	03-3581-3351		
室長	東 利博	(内線 6540)	
主査	平野 太一郎	(内線 6548)	
係員	苅田 篤史	(内線 6543)	

I. 悪臭に係る苦情の件数

(1) 苦情件数の推移

平成 30 年度に全国の地方公共団体が受理した悪臭に係る苦情の件数は 12,573 件であった。これは前度 (12,025 件) と比べて 548 件 (4.6%) の増加となった (図 1)。

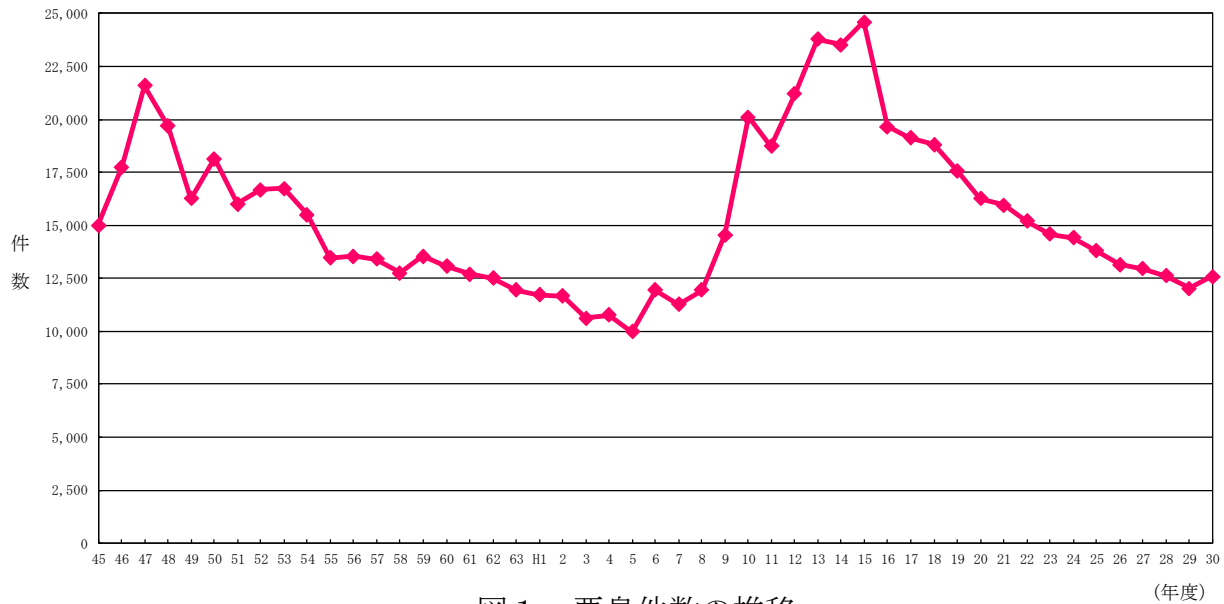


図 1 悪臭件数の推移

(2) 発生源別の苦情件数

平成 30 年度の苦情件数を発生源別にみると、野外焼却が 3,223 件 (全体の 25.6%) で最も多く、次いでサービス業・その他の 2,153 件 (同 17.1%)、個人住宅・アパート・寮の 1,424 件 (全体の 11.3%) の順となっている (図 2、図 3)。

また、前年度と比較すると、工場・事業場に係る苦情が 341 件 (5.6%)、工場・事業場以外に係る苦情が 207 件 (3.5%) それぞれ増加した。

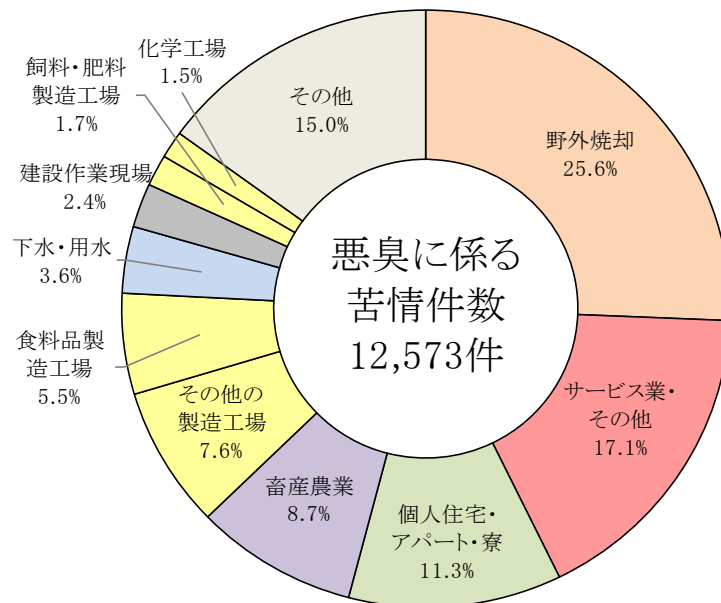


図 2 悪臭に係る苦情の内訳 (平成 30 年度)

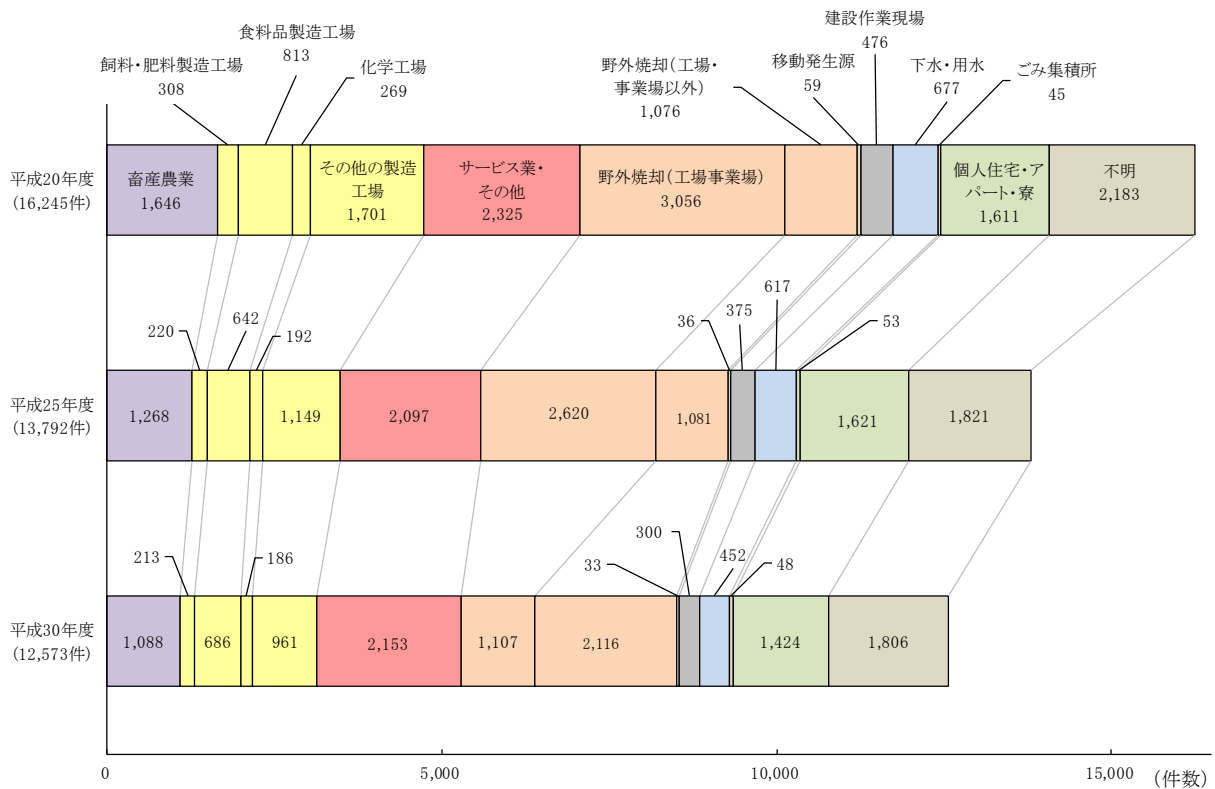


図3 5年毎の苦情件数の発生源別内訳

(3) 都道府県別の苦情件数

平成30年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の1,373件が最も多く、次いで神奈川県1,287件、愛知県1,207件、大阪府952件、埼玉県624件となっている。上位5都府県で総苦情件数の43.3%を占めており、大都市を有する地域における苦情の多さが目立った。ただし、人口100万人当たりの苦情件数では、異なる傾向がみられ、苦情件数を前年度と比較すると、47都道府県中31府県で苦情が増加し、16道県で減少した(表1、表2)。

表1 都道府県別苦情件数(上位5都道府県)

苦情件数		人口100万人当たりの苦情件数	
都道府県	件数	都道府県	件数
東京都	1,373	大分県	172
神奈川県	1,287	愛知県	160
愛知県	1,207	鳥取県	150
大阪府	952	沖縄県	150
埼玉県	624	静岡県	148
全国	12,573	全国平均	99

注) 人口は平成31年1月1日現在の総務省統計局推計人口による。

表2 都道府県別苦情件数の対前年度比増減状況

都道府県	平成29年度	平成30年度	増減	対前年度増減比	都道府県	平成29年度	平成30年度	増減	対前年度増減比
北海道	195	186	△9	△4.6%	滋賀県	140	120	△20	△14.3%
青森県	62	79	17	27.4%	京都府	240	248	8	3.3%
岩手県	90	98	8	8.9%	大阪府	842	952	110	13.1%
宮城県	129	143	14	10.9%	兵庫県	272	287	15	5.5%
秋田県	72	74	2	2.8%	奈良県	100	98	△2	△2.0%
山形県	99	91	△8	△8.1%	和歌山県	69	93	24	34.8%
福島県	109	137	28	25.7%	鳥取県	71	85	14	19.7%
茨城県	378	400	22	5.8%	島根県	32	43	11	34.4%
栃木県	164	153	△11	△6.7%	岡山県	118	98	△20	△16.9%
群馬県	182	205	23	12.6%	広島県	174	190	16	9.2%
埼玉県	676	624	△52	△7.7%	山口県	63	95	32	50.8%
千葉県	602	543	△59	△9.8%	徳島県	59	55	△4	△6.8%
東京都	1,396	1,373	△23	△1.6%	香川県	72	100	28	38.9%
神奈川県	1,271	1,287	16	1.3%	愛媛県	145	109	△36	△24.8%
新潟県	158	212	54	34.2%	高知県	35	42	7	20.0%
富山県	56	35	△21	△37.5%	福岡県	407	444	37	9.1%
石川県	61	64	3	4.9%	佐賀県	46	63	17	37.0%
福井県	72	108	36	50.0%	長崎県	172	174	2	1.2%
山梨県	74	106	32	43.2%	熊本県	111	113	2	1.8%
長野県	255	236	△19	△7.5%	大分県	235	199	△36	△15.3%
岐阜県	196	247	51	26.0%	宮崎県	164	157	△7	△4.3%
静岡県	457	552	95	20.8%	鹿児島県	139	159	20	14.4%
愛知県	1,101	1,207	106	9.6%	沖縄県	237	221	△16	△6.8%
三重県	227	268	41	18.1%	合計	12,025	12,573	548	4.6%

注) △は減少を示す。

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

平成30年度の苦情総数は12,573件であり、そのうち悪臭防止法の規制対象となる規制地域内の工場・事業場に対するものは4,858件(全体の38.6%)であり、規制地域外の工場・事業場に対する苦情が1,536件(同12.2%)であった。

また、個人住宅・アパート・寮、下水・用水など規制対象外の発生源に対する苦情が6,179件(同49.1%)であった(表3)。

表3 規制対象とそれ以外の苦情件数

発生源別	規制地域内	規制地域外	合計
工場・事業場	4,858 (38.6%)	1,536 (12.2%)	6,394 (50.8%)
規制対象外の 発生源	4,571 (36.4%)	1,608 (12.8%)	6,179 (49.1%)
合計 (%)	9,429 (75.0%)	3,144 (25.0%)	12,573 (100%)

II. 悪臭防止法に基づく地域指定の状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、平成 30 年度末時点で 1,286 市区町村（前年度 1,285 市区町村）であり、全国の市区町村数の 73.9%（同 73.8%）であった（表 4）。

表 4 規制地域の指定状況（平成 30 年度末現在）

	市	区	町	村	計
全市区町村数	792	23	743	183	1,741
悪臭防止法 地域指定	743	23	463	57	1,286
割合 (%)	93.8%	100%	62.3%	31.1%	73.9%

III. 臭気判定士の免状の取得状況

平成 8 年に創設された臭気判定士の平成 30 年度末時点での臭気判定士免状取得者数は 3,316 名（前年度 3,270 名）でした。

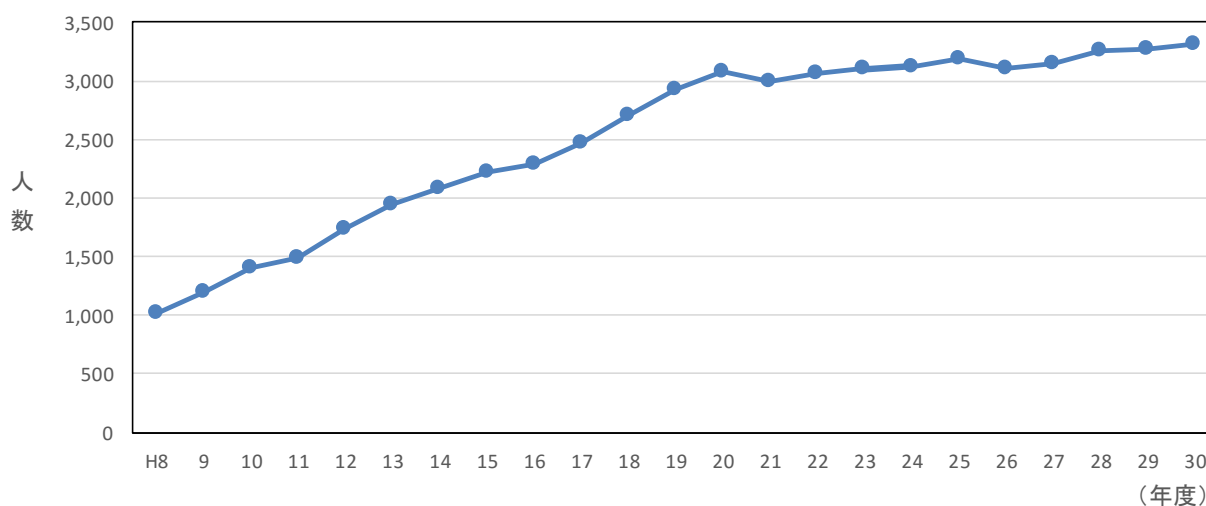


図 4 臭気判定士取得者数の推移

IV. 悪臭防止法に基づく措置の状況

悪臭防止法の規制地域内における工場・事業場に係る苦情の件数は 4,858 件（前年度 4,496 件）であった。

これに対して、悪臭防止法に基づき行われた措置等の件数は、立入検査が 1,604 件（同 1,618 件）、報告の徴収が 369 件（同 467 件）、悪臭の測定が 55 件（同 72 件）であった。

測定の結果、規制基準を超えていたものは 25 件（同 34 件）、改善勧告が 1 件（同 4 件）、改善命令が 0 件（同 1 件）であった。なお、これらの悪臭防止法に基づく措置のほか、悪臭防止に関する行政指導が 1,280 件（同 1,275 件）行われた（表 5）。

表 5 悪臭防止法に基づく措置等の状況

	平成 29 年度	平成 30 年度
立入検査	1,618	1,604
報告の徴収	467	369
測定	72	55
（うち基準超過）	34	25
改善勧告	4	1
改善命令	1	1
行政指導	1,275	1,280

注）苦情に対して悪臭防止法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理した苦情に対するものとは限らない。